

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

○工事請負契約の契約金額の変更

- ・上丸子小学校改築工事
- ・子母口小学校・東橘中学校改築電気その他設備工事
- ・子母口小学校・東橘中学校改築空気調和その他設備工事

報告事項No. 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

工 事 名	上丸子小学校改築工事
説明	
議案番号	第108号（平成25年第3回市議会定例会）
議決年月日	平成25年10月3日
契約の相手方	<p>川崎市幸区小倉三丁目10番25号</p> <p>ハヤカワ・大藤・沼田・千代田共同企業体</p> <p>代表者 株式会社 ハヤカワ</p> <p>代表取締役 早川 祐樹</p> <p>構成員 株式会社 大藤建設</p> <p>代表取締役 安藤 大樹</p> <p>構成員 沼田工業株式会社</p> <p>代表取締役 沼田 順一郎</p> <p>構成員 千代田建設工業株式会社</p> <p>代表取締役 吉澤 重夫</p>
変更契約の内容	<p>契約金額の変更</p> <p>変更前 契約金額1,815,660,120円</p> <p>変更後 契約金額<u>1,932,008,520円</u></p>
専決処分年月日	<u>平成27年1月20日</u>
変更契約の理由	<p><u>川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額変更を行うものである。</u></p>

報告事項No. 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

工 事 名	子母口小学校・東橋中学校改築電気その他設備工事
説明	
議案番号	第110号（平成25年第3回市議会定例会）
議決年月日	平成25年10月3日
契約の相手方	川崎市高津区子母口987番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 大和 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 赤池 幸男
変更契約の内容	契約金額の変更 変更前 契約金額614,467,440円 変更後 <u>契約金額643,048,560円</u> 完成期限の変更 変更前 平成27年3月16日 変更後 <u>平成27年7月31日</u>
専決処分年月日	<u>平成27年1月21日</u>
変更契約の理由	<u>幹線設備の施工変更及び関連工事である子母口小学校・東橋中学校改築工事の工期の延長により、工期の延長及びこれに伴う経費の増額変更をあわせて行うものである。</u>

報告事項No. 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

工 事 名	子母口小学校・東橋中学校改築空気調和その他設備工事
説明	
議案番号	第111号（平成25年第3回市議会定例会）
議決年月日	平成25年10月3日
契約の相手方	横浜市中区尾上町一丁目4番1号 エルゴテック・大同産業共同企業体 代表者 エルゴテック株式会社 代表取締役 落合 康利 構成員 大同産業株式会社 代表取締役 竹原 克俊
変更契約の内容	契約金額の変更 変更前 契約金額677,135,160円 変更後 <u>契約金額687,299,040円</u> 完成期限の変更 変更前 平成27年3月16日 変更後 <u>平成27年7月31日</u>
専決処分年月日	<u>平成27年1月21日</u>
変更契約の理由	<u>川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により増額変更を行うものである。また、関連工事である子母口小学校・東橋中学校改築工事の工期の延長により、工期の延長及びこれに伴う経費の増額変更をあわせて行うものである。</u>

川崎市工事請負契約約款（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。
- 6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。